

長野県スポーツ少年団顕彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県スポーツ少年団規程第4条第5号のスポーツ少年団の顕彰について必要な事項を定める。

(顕彰の基準)

第2条 長野県スポーツ少年団は、次の各号のいずれかに該当するものに対し顕彰を行う。

- (1) 永年にわたり、スポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のあるスポーツ少年団の単位団
- (2) 永年にわたり、スポーツ少年団の指導及び育成に貢献し、特に顕著な功績のある指導者及び役員（登録者に限る。）
- (3) 永年にわたり、スポーツ少年団の指導及び育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任者
- (4) 前各号に定めるもののほか、顕著な功績があるとして、長野県スポーツ少年団本部長が認めたもの

(候補者の推薦)

第3条 顕彰の候補者の推薦は、別に定める様式により、市町村スポーツ少年団本部長が所定の期日までに長野県スポーツ少年団本部長に対して行う。ただし、前条第4号に係る候補者については、長野県スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(顕彰を受けるものの決定)

第4条 顕彰を受けるものの決定は、長野県スポーツ少年団常任委員会において行う。ただし、第2条第4号については、長野県スポーツ少年団本部長が決定することができる。

(顕彰の方法)

第5条 顕彰は、長野県スポーツ少年団本部長名をもって行い、第2条第1号及び第2号に該当するものには表彰状を交付し、同条第3号及び第4号に該当するものには感謝状を交付する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第7条 この要綱の改廃は、長野県スポーツ少年団常任委員会の決議により行う。

附 則

- 1 本要綱は平成元年4月1日から施行する。
- 2 本要綱施行にあたり、別に施行基準を設ける。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 14 日から施行する。